

令和6年杉並区教育委員会訓令（令和6年3月27日公布）

規則番号	題名
1	杉並区教育職員懲戒分限審査委員会規程
2	杉並区学校教育職員の標準職務遂行能力に関する規程

杉並区教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局

学 校

杉並区教育職員懲戒分限審査委員会規程（平成19年杉並区教育委員会訓令甲第26号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月27日

杉並区教育委員会

題名を次のように改める。

杉並区教育委員会職員懲戒分限審査委員会規程

第1条中「杉並区教育職員に」を「職員に」に、「杉並区教育職員懲戒分限審査委員会」を「杉並区教育委員会職員懲戒分限審査委員会」に改める。

第2条を削る。

第3条中「、職員」を「、教育委員会が任命する一般職の職員（以下「職員」という。）」に改め、同条を第2条とし、第4条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

杉並区教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局

学 校

杉並区学校教育職員の標準職務遂行能力に関する規程（平成28年杉並区教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月27日

杉並区教育委員会

別表を次のように改める。

標準的な職	標準職務遂行能力	
1 副校長	(1) 課題解決能力	(1) 校長の学校経営方針又は学校経営計画等を踏まえ、優先度に応じて課題を設定し、学校経営及び教育活動の改善に取り組んでいる。 (2) 必要な知識の習得並びに学校経営に関わる様々なデータ及び内外環境に関する情報の収集、整理及び分析を行い、学校経営に十分活用している。 (3) 課題に応じて、具体的かつ実現性の高い解決策を企画し、適切な進行管理の下で、効率性を意識して組織的に課題解決に取り組んでいる。
	(2) 実行力	(1) 前例にとらわれることなく新たな課題にチャレンジ精神を持って取り組んでいる。 (2) 不測の事態には、自ら判断しつつ、校長に相談しながら課題解決を図っている。 (3) 課題解決のため、自ら保護者、地域及び関係機関との連携協働、折衝並びに調整を行うなど、積極的に状況を打開している。 (4) 学校全体に目配りしながら、自らの職責を自覚し、責任転嫁せず、最後までやり遂げる意思を持って取り組んでいる。

	<p>(3) 組織運営能力</p>	<p>(1) 学校が直面する教育課題を組織的に解決することができるよう、教職員の能力を引き出し、組織を活性化している。</p> <p>(2) 教職員の勤務状況、健康状態、悩み等を的確に把握し、適切な指導及び助言により規律性の確保及び志気の高揚に努めている。</p> <p>(3) 校長に対し適時適切な報告等を行うとともに、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との円滑かつ活発なコミュニケーションに努め、学校組織を一体感あるものとして取りまとめている。</p> <p>(4) ハラスメントの防止及びコンプライアンスを徹底した職場管理を行い、多様性の尊重など、教職員が安心して働きやすい職場環境の構築を校長とともに推進している。</p>
	<p>(4) 人材育成能力</p>	<p>(1) 所属職員の特性を見だし、主任教諭候補者、主幹教諭候補者、管理職候補者等を発掘している。</p> <p>(2) 教職員の指導力等を適正に評価するとともに、所属職員のキャリアプランを掌握し、対話を通じて研修の受講等を奨励するほか、適時適切な指導及び助言を行っている。</p> <p>(3) 校内研修の企画及び運営について教職員を適切に指導するとともに、OJTを適切に推進している。</p>
<p>2 主幹教諭</p>	<p>(1) 学校経営への参画に関する能力</p>	<p>(1) 主幹教諭としての職務及び役割を理解し、所属教職員を指導監督し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関に適切に対応して担当する校務を処理することができる。学校内における中・長期的な視点での教職員の人材育成の取組を推進することができる。</p> <p>(2) 副校長を補佐し、責任を持って担当する校務を処理するなど、主幹教諭の職務を遂行し、他の教職員、家庭、</p>

		地域及び関係機関との連携協働並びに意思の疎通を図っている。
	(2) 学習指導力	(1) 専門的な知識及び技能を活用し、直面する学習指導上の課題に対して、適切な指導計画を作成し、解決方法を見いだすとともに、主任教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。 (2) 児童又は生徒の理解に努め、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して、課題解決に取り組んでいる。向上心を持ち教材の研究及び開発に努め実践に生かしている。
	(3) 生活指導力及び進路指導力	(1) 児童又は生徒の理解並びに職務の意義及び背景の理解に努め、直面する課題に対して、妥当な判断を下し、指導するとともに、主任教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。 (2) 生活指導等の課題に対して、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して取り組むとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。
	(4) 特別活動に関する能力その他の能力	(1) 職務の意義及び背景並びに児童又は生徒の課題を理解して指導計画を作成し、創意工夫を生かして企画及び立案するとともに、主任教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。 (2) 他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働し、公平かつ公正な姿勢で職務を遂行することができる。向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。
3 指導教諭	(1) 学習指導能力	(1) 専門的な知識及び技能を活用し、直面する学習指導上の課題に対して、適切な指導計画を作成し、解決方法を見いだすことができる。他の教員の教科等の指導上の課題を把握し、及び分析し、教員に応じた指導及び助言を行うとともに、教科等の指導資料等の開

	<p>発を行うことができる。</p> <p>(2) 児童又は生徒の理解に努め、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して、課題解決に取り組んでいる。担当教科等の指導法及び指導資料等の開発並びに普及に努めている。</p>
(2) 学校経営への貢献力	<p>(1) 指導教諭としての職務及び役割を理解し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関に適切に対応して担当する校務を処理することができる。担当教科等の指導力の向上に関する人材育成を推進することができる。</p> <p>(2) 職責に対する自覚を持って担当する校務を処理し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働並びに意思の疎通を図っている。担当教科等の指導力の向上に関する人材育成を推進するため、他の教員の能力、経験等の把握に努めている。</p>
(3) 生活指導力及び進路指導力	<p>(1) 児童又は生徒の理解並びに職務の意義及び背景の理解に努め、直面する課題に対して、妥当な判断を下し、指導するとともに、主任教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。</p> <p>(2) 生活指導等の課題に対して、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して取り組むとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。</p>
(4) 特別活動に関する能力その他の能力	<p>(1) 職務の意義及び背景並びに児童又は生徒の課題を理解して指導計画を作成し、創意工夫を生かして企画及び立案するとともに、主任教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。</p> <p>(2) 他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働し、公平かつ公正な姿勢で職務を遂行することができる。向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。</p>

<p>4 主任教諭</p>	<p>(1) 学校運営力</p>	<p>(1) 主任教諭としての職務及び役割を理解し、学校運営上の重要な役割を担い、他の教職員、家庭、地域及び関係機関に適切に対応して校務を処理するとともに、教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。</p> <p>(2) 主幹教諭を補佐するなど、職責に対する自覚を持って主任教諭の職務を遂行し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働並びに意思の疎通を図るとともに、主任教諭として更に向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。</p>
	<p>(2) 学習指導力</p>	<p>(1) 専門的な知識及び技能を活用し、直面する学習指導上の課題に対して、適切な指導計画を作成し、解決方法を見いだすとともに、教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。</p> <p>(2) 児童又は生徒の理解に努め、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して、課題解決に取り組んでいる。向上心を持ち教材の研究及び開発に努め実践に生かしている。</p>
	<p>(3) 生活指導力及び進路指導力</p>	<p>(1) 児童又は生徒の理解並びに職務の意義及び背景の理解に努め、直面する課題に対して、妥当な判断を下し、指導するとともに、教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。</p> <p>(2) 生活指導等の課題に対して、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して取り組むとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。</p>
	<p>(4) 特別活動に関する能力その他の能力</p>	<p>(1) 職務の意義及び背景並びに児童又は生徒の課題を理解して指導計画を作成し、創意工夫を生かして企画及び立案するとともに、教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。</p> <p>(2) 他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働し、公平かつ公正な姿</p>

		勢で職務を遂行することができる。向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。
5 教諭	(1) 学習指導力	<p>(1) 専門的な知識及び技能を活用し、直面する学習指導上の課題に対して、適切な指導計画を作成し、解決方法を見いだすことができる。</p> <p>(2) 児童又は生徒の理解に努め、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して、課題解決に取り組んでいる。向上心を持ち教材の研究及び開発に努め実践に生かしている。</p>
	(2) 生活指導力及び進路指導力	<p>(1) 児童又は生徒の理解並びに職務の意義及び背景の理解に努め、直面する課題に対して、妥当な判断を下し、指導することができる。</p> <p>(2) 生活指導等の課題に対して、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して取り組むとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。</p>
	(3) 学校運営力	<p>(1) 運営上の課題並びに分掌上の職務及び役割を理解し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関に適切に対応して校務を処理することができる。</p> <p>(2) 責任を持って職務を遂行し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働並びに意思の疎通を図るとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。</p>
	(4) 特別活動に関する能力その他の能力	<p>(1) 職務の意義及び背景並びに児童又は生徒の課題を理解して指導計画を作成するとともに、創意工夫を生かして企画及び立案することができる。</p> <p>(2) 他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働し、公平かつ公正な姿勢で職務を遂行することができる。向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。</p>



---

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。